

## インディペンデント・アドプション (Independent Adoptions Program) に関する了解声明書

本了解声明書に署名することによって、私の子どもを養子に出すことに同意します。「同意」は、私の子どもを、将来の養親に永久的に託置し、彼/彼女/彼らの実子として養育することに同意することを意味します。養子縁組の申請書が認められると、あなたは自分の子どもに対する親権のすべてを喪失します。

本書式および養子縁組同意書に署名する前に、養子縁組機関又California Department of Social Services代表者と相談して各声明文を熟読してください。

いずれかの声明文に関して理解できない部分がある場合、必ず質問してください。あなたの子どもを養子に出すことに同意するのは非常に重要な決定です。決定する前に、すべての事実とその結果を踏まえておくべきです。

### 本了解声明書の記入方法：

**本了解声明書および養子縁組同意書に署名する前に、養子縁組機関の代表者と一緒に両方を熟読してください。何か理解できない部分がある場合、必ず質問してください。**

1. 自分の子どもを養親に永久的に託置することについて熟考した後、および、自分の子どもが養親予定者の子どもとなり彼/彼女/彼らの子として養育されることを望むと確信した場合のみ、本了解声明書をご記入ください。
2. 本文書の各声明文を、熟読してください。いずれかの声明文を理解できない場合、完璧に理解するまで、養子縁組機関の代表者に説明してもらってください。
3. 声明文を理解しそれに同意する場合、その声明文の番号の横にある線に、あなたのイニシャルをご記入ください。
4. 同意しない場合、あるいは養子縁組機関の代表者の説明を聞いた後も声明文を理解できない場合は、線にイニシャルを記入しないでください。決定するにあたって、より多くの助力と時間をお求めください。
5. 線にイニシャルをご記入の後、本書式の5ページにお名前をご記入ください。
6. ご記入が完了したら、本了解声明書および養子縁組同意書の写しを受け取ります。

**本書式は、次のいずれかの書式と一緒に使用しなければなりません：**

**AD 1A、AD 1F、AD 165、またはAD 4336**



家族：

現在の結婚年数： \_\_\_\_\_

住所または必要なら専用住所： \_\_\_\_\_

養親予定者の家に居住している他の子どもおよび成人： \_\_\_\_\_

- \_\_\_ 3. 私は、養子縁組に同意しない場合、養子縁組同意拒否書 (AD 20) に署名することができることを理解します。または、養子縁組機関宛に手紙を送ることにより、養子縁組機関が養親予定者へ子どもを養子に出さないという私の意志を裁判所に報告することができることを理解します。
- \_\_\_ 4. 私は、養子縁組同意書に署名しない場合、自分の子どもの返還を要求することができることを理解します。養親予定者が子どもを返還しない場合、私は子どもの返還を要求できます。そのため、おそらく弁護士が必要となります。
- \_\_\_ 5. 私は以下のことを理解します。私には、インディペンデント・アドプション (Independent Adoption) のプロセスに助力する弁護士を求める権利があり、養親予定者は、私と養親予定者がより高額に同意しない限り、法律顧問の採用費用として最高500ドルの支払いを要求されることがあります。
- \_\_\_ 6. 私は、自分の子どもの養子縁組計画について、他の専門家、家族、友人に話すことができることを理解します。
- \_\_\_ 7. 私は、子どもを養子にしたいと確信していない場合、養子縁組機関が私に紹介できる、家族・健康・金銭問題やその他の問題を助けてくれる他の場所があることを理解します。
- \_\_\_ 8. 私は、30日間の期間が修了した場合、あるいは私が取消権放棄同意書 (AD 929) に署名した場合のいずれか早い時期に、養子縁組同意書は自動的に取り消し不可になることを理解します。30日間の初日は、養子縁組同意書に署名した日です。
- \_\_\_ 9. 私は、養子縁組同意書に署名した後に気が変わった場合、カリフォルニア州社会福祉局または郡の委任養子縁組機関のいずれかの、申請された養子縁組を調査している機関宛に、養子縁組同意を取り消し、子どもの返還を要求する声明書を書いて提出しなければならないことを理解します。30日間の期間が修了した後、あるいは私が取消権放棄同意書 (AD 929) に署名した後のいずれか早い時期には、養子縁組同意を取り消すことはできません。30日間の初日は、養子縁組同意書に署名した日です。
- \_\_\_ 10. 私は、養子縁組同意書が取消不可になった後、養親予定者が養子縁組の申請を取り下げる場合、あるいは裁判所が養子縁組の申請を棄却する場合に限って、子どもの親権を取り戻すことができることを理解します。
- \_\_\_ 11. 私は、裁判所が養子縁組の申請を認めるまで、自分の子どもに対して法的責任を負うことを理解します。養子縁組の申請が取下、却下、あるいは棄却された場合、養子縁組機関は私に通知し、子どものために他の計画を立てるように要求します。私は、養子縁組機関に自分の現在の住所を常に知らせなければならないことを理解します。

- \_\_\_ 12. 私は、今後、申請された養子縁組を調査する養子縁組機関に情報を尋ねる場合、養子縁組機関は、私の子どもの養子縁組の状況に関する既知の情報のすべてを提供しなければならないことを理解します。例えば、養子縁組が完了した大体の日付や、何らかの理由で養子縁組の申請が未完了または取下となった場合、子どもの養子縁組が再検討されているかなど。
- \_\_\_ 13. 私は、裁判所が私の子どもの養子縁組を認めた後、血縁親族が特に私の子を含む遺書や信託の手配をしない限り、血縁親族からの相続権のすべては無くなることを理解します。私の子どもは、法律的に、養親から相続します。
- \_\_\_ 14. 私は、以下の場合のみ、養子縁組機関が養子縁組関連記録から個人情報を公開できることを理解します：
- A. 私の子どもを助ける目的で個人情報が必要なため、法律で指定された特定の機関から要請された場合；
  - B. 子どもが成人し、彼/彼女と私が、お互い連絡できるように、個人情報公開に同意する書類に署名した場合；
  - C. 子どもが21歳となり、私の身元情報を尋ねた時、私が養子縁組機関の記録にある自分の身元情報と最新の現在住所の公開を書面で同意した場合；
  - D. 子どもが21歳となり、養子縁組機関の記録にある彼/彼女の養子縁組後の姓名と最新の現在住所を私が取得することを許可する旨を書面で示し、私はその情報を要請した場合；または
  - E. 子どもが21歳未満であり、養子縁組機関の記録にある私の身元情報と最新の現在住所の公開を法律が正当化していることを、養子縁組機関が確認した場合。
- \_\_\_ 15. 私は、インディペンデント・アドプションを調査する機関の記録に、自分に関する情報をいつでも追加できることを理解します。
- \_\_\_ 16. 私は、裁判所が、要請を考慮した後、その養子縁組書類から個人情報を公開できることを理解します。
- \_\_\_ 17. 私は、私の子どもの養子縁組に同意するにあたって故意に事実を言われなかったと考える場合、養子縁組が完了した日から3年以内あるいは詐欺の発見から90日以内のいずれかの早い時期に、裁判所に自分の子どもの養子縁組の保留を要請できることを理解します。
- \_\_\_ 18. 私は、裁判所でいったん養子縁組が認められると、私はもはや自分の子どもの法的な親でなくなることを理解します。これは以下のことを意味します：
- A. 私は、私の子どもの子育ての責任をもはや負いません。
  - B. 養親予定者が私の子どもの親になり、子育ての法的責任を負います；
  - C. 私は、もはや私の子どもの監護、雇用、所得に対して何の権利もありません；
  - D. 私は子どもを取り戻すことはできません。

\_\_\_ 19. 私は、養親予定者および、養親予定者の家族と私の子どもの慣れ具合に関する情報を十分受け取りました。養子縁組同意書に署名し、進めたいと思います。

\_\_\_ 20. 私は、私の子供の養子縁組を維持する、または養子縁組に同意する理由を慎重に考えました。私は、養親予定者による私の子どもの養子縁組に同意することが、私の子どもの最善の利益であると判断しました。私は、本了解明書と養子縁組同意書を読み、理解しています。私は、決定するにあたって、もう助力や時間が必要ではありません。私は、養親予定者による私の子どもの養子縁組に同意することを決定しました。私は本書式に、自由意志で署名します。

私、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ の母/父は  
養子縁組に同意する親の姓名 子どもの姓名

上記にイニシャルを記入した声明文を理解し、同意します。

養子縁組に同意する親の署名	日付
---------------	----

**セクションA：  
カリフォルニア州内で署名する場合、セクションAをご記入ください  
(To be completed by authorized official)**

I, \_\_\_\_\_, an authorized official of  
NAME AND TITLE

\_\_\_\_\_, have witnessed the signing of this Statement  
NAME OF AGENCY

of Understanding by \_\_\_\_\_ on \_\_\_\_\_  
NAME OF CONSENTING PARENT DATE

\_\_\_\_\_  
SIGNATURE OF AUTHORIZED OFFICIAL

**セクションB：  
カリフォルニア州外で署名する場合、セクションBをご記入ください\***

**\*\*\* COMPLETED BY NOTARY PUBLIC \*\*\***

***The Notary Public must staple the Acknowledgement document to this form and sign and date below.***

SIGNATURE OF NOTARY	DATE
---------------------	------

**\*米国外で署名する場合、このセクションはカリフォルニア州民法典第1183節の要件を満たさなければなりません。**

**セクションC：  
カリフォルニア州の米軍基地で署名する場合、セクションCをご記入ください**

**以下の面前にて署名（カリフォルニア州民法典第1183.5節に従い）：**

本20\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日、\_\_\_\_\_、署名の  
役人の姓名  
 役人である私の面前に、(a) 米国軍隊に服務する者、(b) 米国軍隊に服務する者の配偶者、または(c) Canal Zone、Puerto Rico、Guam、Virgin Islandsの外の米国軍隊に服務、勤務、同伴する者、および証書に記載された本人であると知られている（または十分証明されている）\_\_\_\_\_が本人出頭して、証書の内容  
親の姓名  
 内容を行使する権限を有していることを認めました。合衆国法典第10編第936節または第1044a節（公法90-632および101-510）の規定に基づく公証人の一般権限を要する、署名者の私は、本詔書の日付に、彼/彼女が米国軍隊の権限を委任された役人であることをさらに証明します。

本20\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日、私の面前で、署名および宣誓しました。

役人の署名	階級および認識番号
服務機関（分野）	署名資格